

○草加市既存住宅耐震診断補助金交付要綱

平成13年3月30日

告示第91号

改正 平成16年11月15日告示第296号

平成18年3月31日告示第97号

平成20年3月31日告示第187号

平成21年4月1日告示第206号

(題名改称)

平成24年2月29日告示第204号

平成25年3月29日告示第286号

平成26年12月4日告示第1192号

平成27年3月31日告示第235号

平成28年6月7日告示第483号

平成28年7月15日告示第611号

平成29年3月31日告示第265号

平成30年3月9日告示第163号

平成31年4月26日告示第365—2号

令和元年9月4日告示第463号

令和3年3月31日告示第284号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、改定埼玉県建築物耐震改修促進計画の住宅の耐震化の促進に向けた取組方針に基づき、地震による既存住宅の倒壊等の被害を 방지、安全な住宅の整備を促進するため、市内の既存住宅について耐震診断を行う当該住宅の所有者等に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(平21告示206・平28告示483・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 木造在来工法によって建てられた地上階数が2以下の一戸建ての住宅、

併用住宅又は長屋をいう。

- (2) マンション マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (3) 耐震診断 木造住宅耐震診断、マンション耐震診断及びマンション簡易診断をいう。
- (4) 木造住宅耐震診断 木造住宅について、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断又は精密診断に基づき、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (5) マンション耐震診断 マンションについて、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、地震に対する安全性を評価すること（次号に規定するものを除く。）をいう。
- (6) マンション簡易診断 マンションについて、一般財団法人日本建築防災協会発行の「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」に定める予備調査若しくは実態調査の方法、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第1次診断法、「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」に定める方法又はこれらと同等若しくはこれらに準ずるものであると市長が認める方法により、マンションの地震に対する安全性を簡易的に評価することをいう。

（平21告示206・追加、平25告示286・平26告示1192・一部改正）

（補助対象となる耐震診断）

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる耐震診断は、次の各号に掲げる耐震診断の種類ごとに定める者（以下「耐震診断士」という。）により実施するものでなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者（建築士法（昭和25年法律第202号、以下「士法」という。）第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に属する者に限る。以下同じ。）で、都道府県等が実施する耐震診断講習会の受講を修了した者又は都道府県若しくは市町村の耐震診断資格者名簿に登録されたもの
- (2) マンション耐震診断及びマンション簡易診断 一級建築士又は二級建築士の資格を有する者（士法第3条に規定するマンションにあっては一級建築士に限る。）。た

だし、マンション耐震診断にあつては当該診断が適正に行われたか否かを確認するために公的機関又はこれに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）の判定を受けなければならない。

（平 2 1 告示 2 0 6 ・ 全改 ・ 旧第 2 条 繰下）

（補助対象建築物）

第 4 条 補助金の交付の対象となる建築物は、昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築確認を受けて工事に着手したもので、次のいずれかに該当するものとする。ただし、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）及び建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）に違反していることが明らかなものはこの限りでない。

(1) 木造住宅で、当該住宅の所有者（個人に限る。）本人が 1 年以上居住しているもの（当該木造住宅の所有者が複数いる場合は、第 7 条の申請者以外の共有者全員の同意を得ているものに限る。）

(2) マンションで、全戸数（居住の用に供するものに限る。以下同じ。）の半数以上の住戸に区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が居住しており、マンション管理組合その他区分所有者の集会（以下「管理組合等」という。）において耐震診断の実施について決議がなされたもの

（平 2 1 告示 2 0 6 ・ 追加）

（補助対象者）

第 5 条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 木造住宅耐震診断の場合 当該住宅に居住する所有者（個人に限る。）

(2) マンション耐震診断及びマンション簡易診断の場合 管理組合等又は管理組合等において区分所有者を代表する者として選出されたもの

（平 2 1 告示 2 0 6 ・ 全改 ・ 旧第 3 条 繰下、令 3 告示 2 8 4 ・ 一部改正）

（補助金の交付額）

第 6 条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる耐震診断の種類に応じ、当該各号に定める額とし、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(1) 木造住宅耐震診断 耐震診断に要した費用の 2 分の 1 以内の額又は住戸の個数に 5 0, 0 0 0 円を乗じた額のいずれか少ない額

(2) マンション耐震診断 耐震診断に要した費用（建物の床面積が1,000平方メートルまでの部分については床面積1平方メートルにつき3,670円、建物の床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分については床面積1平方メートルにつき1,570円、建物の床面積が2,000平方メートルを超える部分については床面積1平方メートルにつき1,050円を限度とする。）の2分の1以内の額又は住戸の個数に50,000円を乗じた額のいずれか少ない額で、1,000,000円を超えない額

(3) マンション簡易診断 耐震診断に要した費用の2分の1以内の額で、100,000円以内の額

2 前項の補助金の交付額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（平21告示206・全改・旧第4条繰下、平24告示204・平28告示483・令元告示463・一部改正）

（交付の申請）

第7条 規則第4条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、当該耐震診断を実施する前に、草加市既存住宅耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断の場合

ア 耐震診断に係る木造住宅の案内図及び配置図

イ 耐震診断に係る木造住宅の現況写真

ウ 当該申請を行った補助対象者（以下「申請者」という。）の住民票

エ 耐震診断に係る木造住宅の確認済証及びその写し又は建築時期が確認できる書類

オ 耐震診断に係る木造住宅を申請者が所有していることを証する書類

カ 耐震診断に係る木造住宅を所有している者が複数の場合は、申請者以外の共有者全員が耐震診断の実施に同意していることを証する書類

キ 当該耐震診断に要する費用の見積書の写し

ク 耐震診断士が第3条第1号に定める資格を有することを証する書類

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) マンション耐震診断及びマンション簡易診断の場合

ア 耐震診断に係るマンションの案内図及び配置図

イ 耐震診断に係るマンションの現況写真

ウ 耐震診断に係るマンションの確認済証及びその写し又は建築時期が確認できる書類

エ 管理組合等において当該耐震診断の実施についての決議がなされたことを証する書類

オ 全戸数の半数以上の住戸に区分所有者が居住していることを証する書類

カ 当該耐震診断に要する費用の見積書の写し

キ 耐震診断士が第3条第2号に定める資格を有することを証する書類

ク その他市長が必要と認める書類

(平21告示206・全改・旧第5条繰下)

(交付決定通知等)

第8条 規則第8条第1項又は第2項の規定による通知は、草加市既存住宅耐震診断補助金交付決定通知書(第2号様式)又は草加市既存住宅耐震診断補助金交付否決定通知書(第3号様式)によるものとする。

2 前項に規定する交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに耐震診断に着手しなければならない。

(平21告示206・全改・旧第6条繰下、令3告示284・一部改正)

(変更等の承認申請)

第9条 規則第7条第1項第1号に規定する承認を受けようとするときは、草加市既存住宅耐震診断内容変更承認申請書(第4号様式)に当該変更事項に関する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第2号に規定する承認を受けようとするときは、速やかに草加市既存住宅耐震診断中止等承認申請書(第5号様式)により市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、草加市既存住宅耐震診断内容変更承認通知書(第6号様式)又は草加市既存住宅耐震診断内容変更不承認通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、草加市既存住宅耐震診断中止等承認・不承認通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(平21告示206・追加、令3告示284・一部改正)

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、草加市既存住宅耐震診断実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震診断の契約書等の写し
- (3) 耐震診断の領収書の写し
- (4) マンション耐震診断の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月1日までに行わなければならない。

(平21告示206・全改・旧第7条繰下、平28告示611・一部改正、令3告示284・一部改正)

(交付額確定通知)

第11条 規則第14条の規定による通知は、草加市既存住宅耐震診断補助金交付額確定通知書（第10号様式。以下「交付額確定通知書」という。）によるものとする。

(平21告示206・旧第8条繰下・一部改正、令3告示284・一部改正)

(交付請求)

第12条 補助金の交付を請求しようとするときは、草加市既存住宅耐震診断補助金交付請求書（第11号様式）に交付額確定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(平21告示206・旧第9条繰下・一部改正、令3告示284・一部改正)

(交付決定の取消し)

第13条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市既存住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書（第12号様式）によるものとする。

(平21告示206・旧第10条繰下・一部改正、令3告示284・一部改正)

(補助金の見直し)

第14条 補助金は、令和5年度までに見直しを行うものとする。

(平16告示296・追加、平18告示97・一部改正、平21告示206・旧第11条繰下・一部改正、平24告示204・平27告示235・平30告示1

63・平31告示365—2・一部改正)

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平21告示206・追加)

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(平16告示296・旧第1項・一部改正)

附 則 (平成16年告示第296号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第97号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第187号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第206号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年告示第204号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第286号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第1192号)

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則 (平成27年告示第235号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第483号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則 (平成28年告示第611号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第265号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第163号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第365—2号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第463号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第284号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。